

目次

- 1.1. 食品行政（食品安全管理）
- 1.2. 食品法規体系と個別食品基準の概要関連図
- 1.3. 食品関連法規
- 1.4. 食品基準
- 1.5. 一般食品の規格・基準・分析法

## 1.1. 食品行政（食品安全管理）

ラオスにおける食品安全管理の責務は、主に保健省（Ministry of Health）が担う。保健省内の担当機関は食品・医薬品局食品管理部（Food Control Division, Food and Drug Department [FDD]）である。また、農林省（Ministry of Agriculture and Forestry）は食肉および畜産物の輸入に対し、商務省（Ministry of Industry and Commerce）は食品事業規制に対し一定の管轄権を持ち、科学技術省（Ministry of Science and Technologies）は食品基準を含む任意基準を制定する責務を負う。県・首都・郡・市・村の保健局・衛生局・衛生委員会もまた、国家規制を実施し、地域規制を作成する責務を負う。

## 1.2. 食品法規体系と個別食品基準の概要関連図

図1にラオスにおける食品法規と個別食品基準に関連する諸食品法の概要を示した。

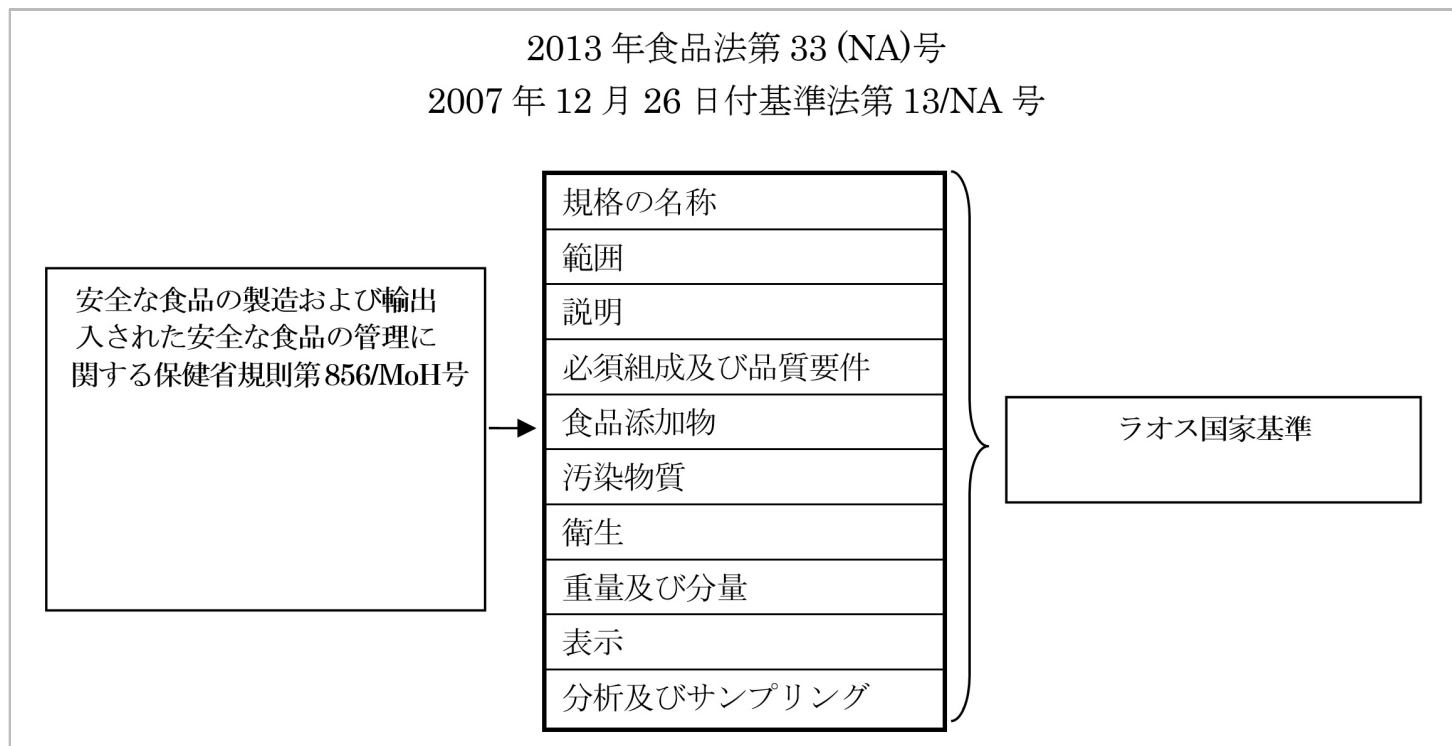


図1食品法規と個別食品基準に関連する諸食品法の概要関連図

## 1.3. 食品関連法規

### (1)2013年7月24日付食品法第33号

旧法である2004年5月15日付食品法第33号に代わる2013年8月20日付食品法第33号（以下「食品法」と称する）は、ラオスの「一般食品法」である。同法は下記の表1に示した10部から構成される。

部	食品法
1	総則
2	食品安全の基準・管理
3	食品事業
4	食品事業者および消費者の権利・義務
5	禁止事項
6	紛争解決
7	食品・医薬品管理委員会
8	食品の管理および検査
9	優れた業績を有する人物に対する政策および違反者に対する処置
10	最終規定

食品法の重要な特徴の1つは、食品を炭水化物、タンパク質、およびビタミン・ミネラルの3群に分類し、定義していることである。食品添加物の定義も含まれる。食品法により、保健省には食品安全基準などの食品法規を作成し、提案する責務が与えられる。さらに食品法により、食品の正確な詳細および情報を示すことを目的として、ラオ語や主要な国際語による食品表示も義務付けられる。

### (3)2007年12月26日付基準法第13/NA号および2013年食品法第33号

2007年12月26日付基準法第13/NA号（以下「基準法 [Law on Standards] 」と称する）は、基準および技術規則の制定、管理および適用に対する原則、規定、および措置を規定する。同法により、科学技術省には基準作成を指導し、調整する責務が与えられる。技術規則は、特定部門の関連政府機関からなる技術委員会によって作成される。基準への準拠は任意であるが、技術規則への準拠は強制力を持つ。

同法において基準は「製品、商品、業務、工程、環境、および他の基準関連事項の特性のために定められ、これらの評価、分類、および品質評価を目的として規定されたもの」と定義されるが、技術規則は「製品、業務、工程、環境および他の技術規則関連事項の評価、範囲、および技術的特性のために定められ、安全性、衛生、健康、消費者の利益、環境保護、および国民の利益と安全の確保を目的として、規制および検査に用いるために規定されたもの」と定義される。

2013年食品法第33号 食品基準 第9条ラオスにおいて製造、輸出、輸入、販売されるいかなる食品について、食品安全局の食品安全基準に準拠しなければならない。そのような基準がラオスに存在しない場合、コーデックス委員会の規格が適用されるものとする。

#### \* 食品規則抜粋

ラオスにおける個別食品基準の検討に関連する食品規則を以下に挙げる。

1)食品添加物：安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号（Food additives – Ministry of Health Regulation No. 856/MoH on the Control of Production, Exported-Imported Safe Food）<sup>2</sup>

## 1.4. 食品基準

ラオスには、食品および食品加工の安全性と品質の標準化に用いられる2種類の規範法律文書、すなわち基準および技術規則が存在する。「基準法」に記載されているように、基準は技術規則とは異なる。基準は製品、商品、業務、工程、環境などの特性を定義し、任意的な性質を持つが、技術規則は製品の技術的特性の制限を定義しており、安全性、衛生、健康、消費者の利益、環境保護、および国民の利益と安全の確保を目的として、準拠が義務付けられる。

基準については、国家基準（National Standards [LS]）および地域基準（Local Standards [LcSまたはPS]）の2種類が存在する。国家基準は中央技術委員会（Central Technical Committee）により起草された後、官民からなる国家基準審議会（National Standards Council）による採択を目的として提出され、さらに科学技術省による公式発布を目的として同省に提出される。地域基準は地域技術委員会（local technical committees）によって作成され、県または首都のいずれかの科学技術部（Departments of Science and Technology）により、その地域の適切な条件を考慮して採択および発布される。

食品技術規則は、国家レベルで保健省の指導によって技術委員会が作成することも、地域レベルで県または首都の機関が作成することも可能である。地域技術規則は、当該の地域技術規則が発布された特定の県または特別市にのみ適用可能である。地域技術規則が国家技術規則に準拠していない場合には、国家技術規則を優先する。

現時点では、食品に関連するラオス国家基準は8種類のみが発布されており、1種類の国家基準が現在起草中である。

#### 食品基準

LS番号	品目名
01	未焙煎コーヒー豆
63	容器入り飲料水
64	精白米
66	焙煎コーヒー豆
67	砂糖
69	缶詰トマトソース
70	魚醤
75	醤油
起草中	食用塩

## 1.5. 一般食品の規格・基準・分析法

現時点では、一般食品の規格、基準、および分析法は定義されていない。食品法第9条により、ラオスに国家食品基準が存在しない場合には、コーデックス規格が適用される。